補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百八十四号」を「第百八十五号」に改め、同条に次の一号を加える。

百八十五　新型コロナウイルスワクチン等生産体制整備臨時特例交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十四号

株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（令和二年法律第五十七号）の施行に伴い、及び株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第四十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社地域経済活性化支援機構法施行令（平成二十一年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「一兆円」を「二兆円」に改める。

第五条中「、第三号又は第四号」を「又は第三号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

母子保健法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十五号

母子保健法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

母子保健法の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年四月一日とする。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

新型コロナウイルス感染症対策中小企業等家賃支援給付金の支払の臨時特例に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十六号

新型コロナウイルス感染症対策中小企業等家賃支援給付金の支払の臨時特例に関する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

1　新型コロナウイルス感染症対策中小企業等家賃支援給付金については、その申請者が経済産業大臣から指定を受けた者に当該給付金を受領する権限を付与した場合に限り、当該指定を受けた者に対し、概算払をすることができる。

2　前項の規定により概算払をしようとするときは、経済産業大臣は、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　安倍　晋三